

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(市町村分)

市町村名:福岡県福岡市

1. 事業名	①～③女性活躍推進事業/④女性のためのつながりサポート事業			
2. 実施期間	令和4年4月1日　～　令和5年3月31日			
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定時期 (策定予定時期)	平成28年3月(策定済)	計画期間(予定)	R3	～ R7
4. 地域の実情と課題	【実情】 ・本市の市内総生産は、政令指定都市比較では、大阪市、横浜市、名古屋市に次いで4番目の規模である。市内総生産の約9割が第3次産業が占めており、多くの女性が活躍している。 ・市内の事業所数は72,284事業所、従業員数は866,930人であり、従業員300人未満では71,450事業所(構成比98.8%)、従業員は743,279人(構成比85.7%)である。(H28経済センサス・活動調査) ・本市は女性の人口割合が高く、特に20代、30代では全国平均を大きく上回っており、福岡市の元気を支える力となっている。 ・25～44歳の女性の有業率については、本市は74.2%であり、全国平均の76.1%を下回っている。M字カーブの底にあたる35～39歳女性の潜在的就業率は91.5%であり、実際の就業率70.2%より21.3ポイントも高く、働く意欲のある女性が潜在的に多い。(H29就業構造基本調査) ・企業における女性管理職比率(役員除く)は11.3%であり、「女性活躍推進への取組みを進めていない」と回答の事業所は45.3%を占めた。また、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度は、74.7%。(R1福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査) ・本市における女性の正規職員・従業者は38.9%と低く、29.5%をパートが占めるなど、非正規就業者の割合が高い。(H29就業構造基本調査) ・パート等の非正規就業者の割合の高い産業は、「卸売・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業」であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を特に受けている産業である。 【課題】 ・女性人口が多い本市においては、働く意欲を持つ女性人材が活躍できるかが、これからの本市の成長にとって重要な鍵になると考える。 ・中小企業を主な対象とし、労働環境の改善などをテーマに講演会やセミナーを開催し、企業における女性活躍推進を啓発する必要がある。 ・女性が働く場で活躍する際に、仕事と育児、また介護との両立が問題となるため、結婚や出産・育児などライフステージの影響で就労を中断することがないよう、企業における働きやすい環境づくりの支援を行うことが必要である。 ・人生100年時代において、多様な働き方等を提案し、その選択肢として起業支援をすることで、女性の潜在的能力を引き出し、就労継続に繋げる必要がある。 ・本市は、福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(R3～R7)を策定し、「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」を目指している。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性不況の様相を呈す中、女性の就業者の多い非正規就業者、中でもや宿泊、飲食サービス業等の就業者が多い福岡市においては、今後、その影響が顕著に表れることが懸念される。 ・また、コロナ下における、家事、育児、介護などの女性の負担増や、DV被害の増加についても懸念が広がっている。			
5. 事業の趣旨・目的	<女性活躍推進事業> 働く場における女性の活躍を推進するため、企業や市民に対する啓発や取組支援を行い、社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの推進や働く女性の能力向上とともに、多様な働き方や生き方の推進を図る。 <女性のためのつながりサポート事業> ・NPO等を活用し、生活困窮、子育て、DV被害など、女性が直面する多様な課題を幅広く対象として女性支援策を実施することで、関係機関との連携のもと、困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復し、一人で抱え込まず安心して生活することができるよう支援を行っていく。			
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI) (全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。)>要件②「見える化」 (※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)		目標・KPI	目標値(時点)	現状値(時点)
	①令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度(OC)	85% (R7)	74.70% (R1)
		企業における女性管理職比率(OC)	15% (R7)	11.30% (R1)
		男女の固定的な役割分担意識の解消度	女性 80% (R7) 男性 80% (R7)	女性78.7% (R2) 男性70.6% (R2)
	②令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI) (※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)		()	
	③事業目標(全体)	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度(OC)	85% (R7)	74.70% (R1)
		企業における女性管理職比率(OC)	15% (R7)	11.30% (R1)
		相談者数	相談者数 1,200人 (R4)	相談者数 250人 (R3)
	④事業KPI(全体)		()	

7. 事業内容	(※昨年度と同様の事業を実施する場合は、昨年度からの変更点等も記載してください。) ＜女性活躍推進事業＞ 企業における女性活躍を促進するため、次の事業を行う。※下線部分:新規 ① 男性の育児休業取得促進事業 育児・介護休業法の改正に伴う男性の育児休業取得促進のため、企業の人事・ワークライフバランス推進担当者や男性を主な対象として、各企業等の育児休業促進に向けた課題の整理や取り組みを共有するなどのワークショップを行うとともに、各企業の取り組みについて、学生等求職者向けに公開セミナーの開催等、情報発信を行う。 ② 女性の健康問題と仕事の両立支援事業(新規) 女性特有の健康問題や、不妊治療と仕事の両立を促進するため、働く女性のヘルスリテラシーの向上に向けた啓発を行うとともに、企業における理解促進や環境整備を推進するためのセミナーを開催する。 ③ 女性の起業支援事業 ・人生100年時代を迎え、セカンドキャリアやライフシフトをしながら起業等を目指す女性を対象に、利益の追求や、経済的な成功だけを目的とせず、キャリアアンカーへの気付きや、自分のやりたいことを仕事として持続的に働くことを選択するなどの起業支援セミナーを開催する、また、ビジネス発表会を行い、多様な生き方や働き方の啓発に繋げていく。 ・女性の起業支援として、ビジネスプランの作成や資金計画等をはじめとした起業に関する基礎知識を学ぶセミナーを開催する。また、個別相談会を実施し、起業への課題解決に繋げていく。 各事業については、本市関係局と連携し”「い〜な」ふくおか・こども週間”登録企業及び「ふくおか『働き方改革』企業」への周知・広報を行う。また、福岡市女性活躍推進会議や経済団体等と連携し、関係機関・団体にも広く周知を行う。 ＜女性のためのつながりサポート事業＞ ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、困難や不安を抱える女性を対象とした相談窓口（電話、面談、訪問）を設置し、相談機会の提供を行う。 ・相談窓口は、生活困窮者、ひとり親、DV被害など、困難や不安を抱える女性を幅広く対象としたワンストップ型の窓口とし、行政、NPOなどの関係機関と連携して必要な支援につなげていく。 ・相談支援の一環として、子ども食堂等で生理用品を提供する。 ※「居場所づくり事業」については、令和4年度は実施しない。 ※令和4年度より、相談窓口の開設時間・曜日を変更 令和3年度:月～金曜日 10時～17時 →令和4年度:月・水曜日 10時～17時/金曜日 10時～20時 ※令和4年度より、各区にて出張相談会を実施(月1回、3時間程度)							
8. 事業の実施により期待される効果	＜女性活躍推進事業＞ これまでの働き方を見直し、長時間労働の是正や男性の育休取得促進、多様な働き方の導入のほか、女性自身のヘルスリテラシーの向上と企業側の理解など、男女ともに企業における働きやすい環境づくりが整備されとともに、女性の起業支援等により、女性活躍が推進される。 ＜女性のためのつながりサポート事業＞ 困難や不安を抱える女性への相談機会の提供を通じて必要な支援を行うことで、ポストコロナを見据えたの迅速な女性活躍推進へつなげるとともに、男女の固定的な役割分担意識の解消を図っていく。							
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	＜女性活躍推進事業＞ 【事業効果の検証】 ・男性の育児休業取得促進事業 参加者満足度 95% ・女性活躍推進事業(フェムテック関連事業) 参加者満足度 100% ・女性の起業支援 参加者満足度 95% 【今後の課題の整理方法】 ・事業実施後に、アンケートを実施するなどにより、企業及び個人への支援について課題を整理する。 ＜女性のためのつながりサポート事業＞ 【事業効果の検証】 ・相談件数 【今後の課題の整理方法】 ・相談者、利用者へのヒアリング等により、課題を整理する。							
10. 事業の実施体制⇒要件③「官民連携・地域連携」	連携体制の名称	福岡市女性活躍推進会議 他		女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況				
		設置の有無	有	設置(公表)時期	平成29年7月	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」をマーク	○	
	構成団体	＜女性活躍推進事業＞ 福岡商工会議所、福岡地区中小企業団体連合会、連合福岡・福岡地域協議会、福岡労働局、福岡市企業同和問題推進協議会など ＜女性のためのつながりサポート事業＞ 福岡市(男女共同参画部、こども部、生活福祉部等)、NPOなど						
	各構成団体の主な連携内容	＜女性活躍推進事業＞ 事業の周知・広報(会員企業への呼びかけ等)、事業への支援 ＜女性のためのつながりサポート事業＞ ひとり親、DV被害者、生活困窮者、ひきこもり、自殺対応部署等への事業の周知・広報 生活保護やDV対応など行政への支援につなげるとともに、NPOなどとの連携を図る。						
	他の地方公共団体との連携	＜女性活躍推進事業＞ 【福岡県との連携】 事業の周知・広報及び事業への支援(県内市町村及び県内事業所への情報提供、市への助言等) ※福岡労働局、九州経済産業局とも連携予定 ＜女性のためのつながりサポート事業＞ 【福岡県との連携】 事業の周知・広報及び相談窓口との連携など						
11. 女性活躍推進法に基づく国の「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた公共調達における取組	① 実施済 ② 令和 年 月から実施予定 ③ 検討中 ④ 実施予定なし ※ いずれかにマルをつけてください。							
	【参考:「福岡市社会貢献優良企業優遇制度」】 企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献度の高い地場企業に対して、市が発注する指名競争入札での指名回数の優遇など行う「福岡市社会貢献優良企業優遇制度」において、対象事業に「次世代育成・男女共同参画支援事業」を設けており、企業における「女性活躍推進」や「ワーク・ライフ・バランス推進」を支援している。							
12. 担当者名及び連絡先	＜女性活躍推進事業＞ 福岡市民政局男女共同参画部女性活躍推進課 古賀		電話:092-406-8111		e-mail: jyoseikatsuyaku.CAB@city.fukuoka.lg.jp			
	＜女性のためのつながりサポート事業＞ 福岡市男女共同参画部男女共同参画課 中島		電話:092-406-7510		e-mail: danjokyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp			
13. 事業実施及び連携工程	様式2-2-1に記載⇒要件④「政策連携」							
14. 経費の内訳	様式2-2-2に記載							

注) 本様式はA4で3枚以内としてください。